

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（令和2（2020）年3月1日号）

【今号の内容】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う労働者向け特別相談窓口の設置等について【栃木県】
- 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口を開設【国・栃木労働局】
- 女性活躍応援専用サイト「とちぎウーマンナビ」をご活用ください
- とちぎ健康経営事業所認定制度が始まります
- 家内労働委託状況届の提出は4月30日までです
- 在職者向け技能講習のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う労働者向け特別相談窓口の設置等について【栃木県】

県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により就労に関して影響を受ける又はその恐れがある労働者を支援するため、特別相談窓口を設置しました。

また、中央労働金庫と連携して低金利の融資制度を設けています。

- ・労働者向け特別相談窓口に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/advice/shigoto/roudou/gd0505011.html>

- ・勤労者向け融資制度（勤労者生活資金）に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/chingin/seikatsushikin.html>

新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口を開設【国・栃木労働局】

栃木労働局では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、特別相談窓口を開設しています。

- ・特別相談窓口に関する情報はこちら（↓）を御覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi->

<roudoukyoku/content/contents/singatakoranasoudanmdoguti.pdf>

- ・雇用調整助成金に関する情報はこちら（↓）を御覧

ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09477.html

・新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)

はこちら(↓)を御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html

女性活躍応援専用サイト「とちぎウーマンナビ」をご活用ください！

合言葉は「ONE-UP!WOMAN」。職場・家庭・地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと暮らせる社会の実現を目指すため、県内の女性や企業・団体向けに様々な情報を発信しています。

▼主なコンテンツ

【ONE-UP!WOMAN インタビュー】

県内で活躍するとちぎの女性や男性からのメッセージ

【とちぎの女性応援情報】

それぞれのライフステージの女性のニーズにあった情報を一元的に入手できるポータルサイト

【とちぎ女性活躍応援団の紹介】

【「男女生き生き企業」認定・表彰制度の紹介】

様々なコンテンツを通して、女性の「なりたい自分に近づく一歩」や企業・団体の女性の活躍推進の取組を応援します。ぜひご覧ください！

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/index.php>

とちぎ健康経営事業所認定制度が始まります

県では、働く世代の健康づくりを推進するため、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所を「とちぎ

健康経営事業所」として認定します。

従業員の健康保持・増進のため、健康経営に取り組んでみませんか。

○実施主体

栃木県

全国健康保険協会（協会けんぽ）栃木支部

健康保険組合連合会栃木連合会

○対象事業所

栃木県内に事業の拠点を有し、別に定める認定基準を満たす事業所

○受付期間

令和2（2020）年3月2日（月）～5月29日（金）

※必着

○その他

認定制度の概要やインセンティブ、申請書様式のダウンロード等については、健康長寿とちぎWEBを御覧ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.kenko-choju.tochigi.jp/contents/page.php?id=107>

（お問い合わせ先）

保健福祉部健康増進課健康長寿推進班 出井・石川

028-623-3094

家内労働委託状況届の提出は4月30日までです

家内労働者へ内職等を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等について、労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るものです。

届出用紙は最寄りの労働基準監督署、または栃木労働局ホームページからダウンロードできますので、労働基準監督署に4月30日までに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、物品の提供を受け、他人を使わず自己ひとり、または同居の家族だけで物品の製造・加工に従事し、工賃を得ている人をいいます。

したがって、宛名書きのような事務の代行、ホームページの構築などの物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_119782.html

在職者向け技能講習のご案内

県立産業技術専門学校では、企業等に在職の方がスキルアップするための講習を実施していますので、是非ご利用ください。

「コース一覧」に掲載されている以外にも、社員研修として受講させたい場合等には、オーダーメイドで対応いたします。

コース一覧はこちら（↓）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/zai-shokushakunren.html>

（お問い合わせ先）

県央産業技術専門学校 028-689-6380

県北産業技術専門学校 0287-64-4000

県南産業技術専門学校 0284-91-0803

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225